

令和6年1月10日

佐世保市物品入札参加資格業者 各位

佐世保市長 宮島大典

佐世保市からのお支払いについて

日頃から本市調達業務に対しご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では従来から納入業者の皆様には物品納品時に納品書とともに請求書を提出していただき、その都度お支払いをさせていただいておりましたが、支払い業務の円滑化・効率化を進める観点から令和6年4月から月締め請求への移行をお願いしたいと考えております。つきましては、本市への物品納入の際のご請求にあたっては、下記の要領でお手続きいただきますようお願いいたします。

記

1 開始時期

令和6年4月1日納品分から

2 対 象

佐世保市長を請求先とする物品の請求書（単価契約以外の契約課発注分を除く）

3 特記事項

- ①現在、納入される際にその都度提出されている請求書を納入先（課、学校等）ごとに月1回まとめてご請求いただくこととなります。（必ず請求の内訳が必要です。）
- ②請求締日及び請求日は各社の任意とします。なお、支払時期は請求日から概ね2週間後となります。
- ③納入時には、従来どおり納品書を添えて納品してください。
- ④全ての請求を対象としておりますが、特に月に複数回お取引している業者の方にご協力をお願いするものです。単発の発注の場合は、その都度ご請求いただいても結構です。
- ⑤その他ご不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。

以上

契 約 課（内線 3208）

会計管理室（内線 2105）